

津波避難場所指定事務取扱要領

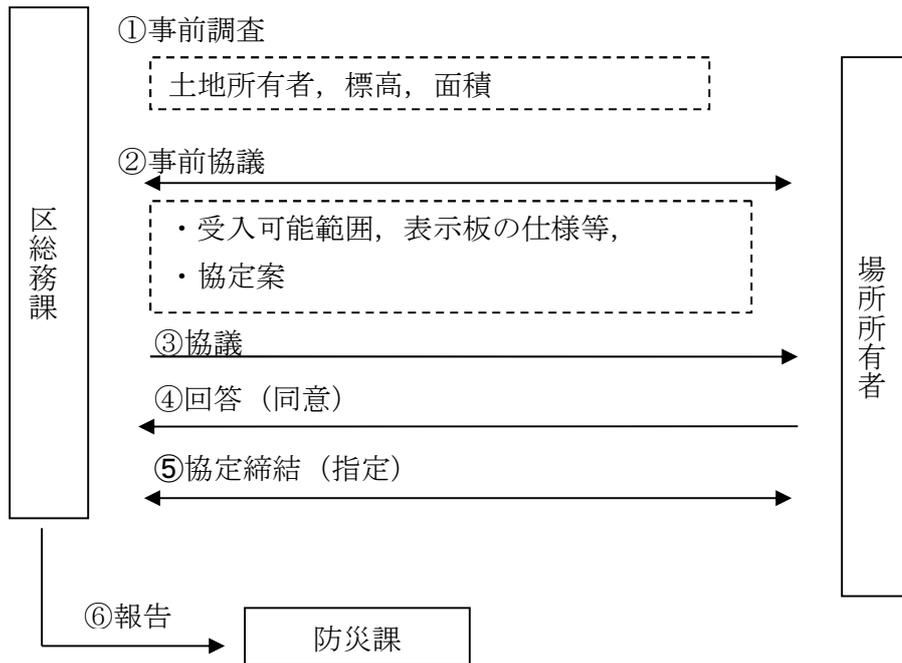
平成 2 4 年 1 1 月 1 日

防 災 課

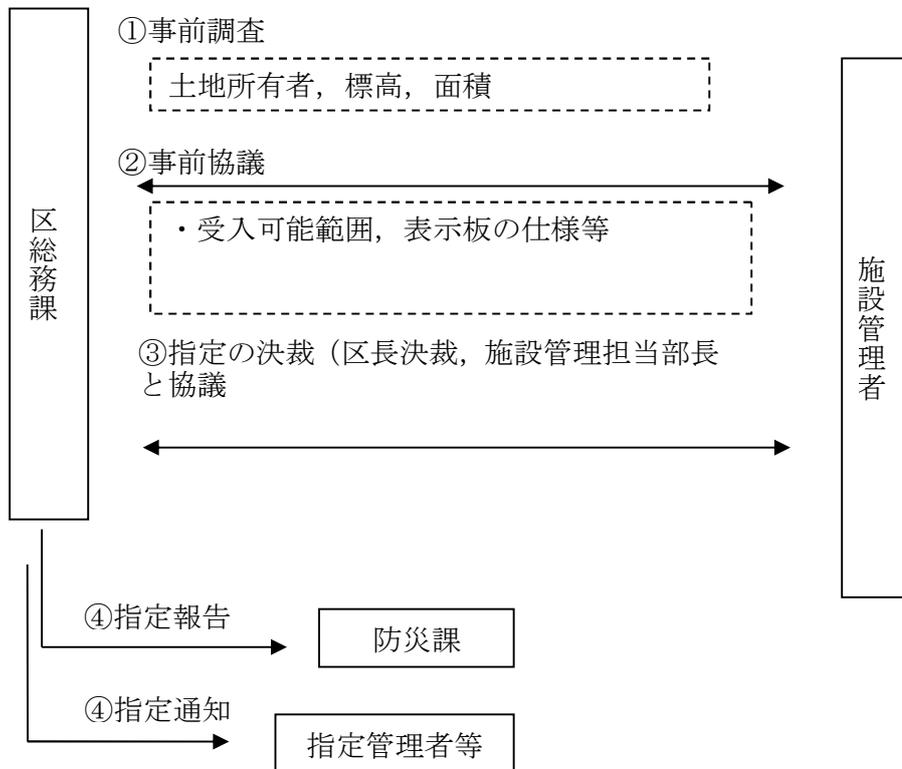
目 次

	様式	ページ
1 津波避難場所指定事務取扱要領		4
2 津波避難場所調査票	1-1	7
3 表示板位置図	1-2	8
4 看板タイプ一覧	1-3	10
5 津波時における津波避難場所としての使用に関する協 定書	2-1	11
6 津波時における津波避難場所としての使用に関する協 定書に係る異動届	2-2	14
7 津波避難場所指定について（協議）	3-1	15
8 津波避難場所指定について（回答）	3-2	16
9 津波避難場所指定について（通知）	3-3	17
10 津波避難場所指定について（指定管理者等宛通知）	3-4	18
11 津波避難場所指定について（報告）	3-5	19
12 津波避難場所所有者向けチラシ	4-1	20
13 表示板構造図	5-1	21
14 表示板イメージ	5-2	23

◎ 指定までの流れ（民間）



◎ 指定までの流れ（市施設）



津波避難場所指定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市に津波が発生し、又は発生するおそれがある時に、市民や旅行者等の生命を守るために緊急的・一時的に避難できる場所として、津波避難場所を指定する場合の事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 津波避難場所 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民や旅行者等の生命を守るために緊急的・一時的に避難できる場所であり次の要件をみたすもの

ア 位置的要件

- ① 津波浸水想定区域でないこと。
- ② 標高が一定値以上の場所であること。(浸水想定区域の最高標高値+ α)

イ その他要件

市の公共施設の**公園や施設敷地**を基本とし、近隣に市の公共施設がない場合には必要に応じ民間その他の施設を指定する。

(2) 場所所有者 土地の所有者。市施設の場合は施設管理者(所属長)

(3) 周辺自治会等 津波避難ビルを地区に含むまたは近接する自治会、町内会、連合町内会、コミュニティ協議会または自主防災組織

(実施主体)

第3条 指定に関する事務は防災課と区役所総務課が共同で行う。

(事前調査)

第4条 区役所総務課は、数値地図などから津波避難場所候補を選定する。また、指定を行う土地について、登記要約書や土地台帳などから、所有者、面積等を調査する。

(事前協議)

第5条 区役所総務課は場所所有者と事前協議し、次の資料を作成する。

- (1) 津波避難場所調査票(様式1-1)
- (2) 表示板位置図(様式1-2)
- (3) 協定書案(様式2-1)(市施設以外の場合)

2 津波避難場所へ夜間・休日の出入りができない場合は協議を取り止める。

(協議)

第6条 事前協議が調った場合，区役所総務課は場所所有者に対し文書（様式3-1）により協議し，場所所有者から同意の文書回答（様式3-2）を得る。

(津波避難場所の指定)

第7条 市施設の指定は，施設所管の担当部長に協議のうえ，区長の決裁をもって行う。また，市施設以外の施設の場合は，区長の決裁後に協定書（様式2-1）により協定を締結する。

2 区役所総務課は，津波避難場所を指定した場合は，場所所有者へ通知するとともに（様式3-3），所定の様式（様式3-4）により，速やかに防災課へ報告する。

3 防災課および区役所総務課は津波避難場所の指定について，取扱要領第11条の規定に従い，速やかに周知・広報する。

(年度確認)

第8条 区役所総務課は，毎年度，場所所有者に受入可能場所や避難が可能かどうか確認する書面（様式4-1）の提出を求める。

(表示板の設置)

第9条 津波避難場所には表示板を設置する。表示板の種類・設置方法は区役所総務課と場所所有者が協議のうえ決定するものとする。

2 表示板の設置場所は、通行人等が確認しやすい場所となるよう配慮する。

3 表示板の設置に関する，防災課および区役所総務課の事務は次のとおりとする。

(1) 防災課の事務

- ・表示板設置場所の占有許可・使用許可の申請・更新
- ・表示板設置工事の発注業務

(2) 区役所総務課の事務

- ・表示板設置場所の選定や表示板の種類・設置方法の協議など，現場の確認，現地調整が必要な事務
- ・表示板設置場所の使用許可申請に必要な事前協議（学校等必要な場合）
- ・表示板位置図の作成

(表示板の修繕)

第10条 津波避難場所表示板の修繕における事務は前条の規定を準用する。

(津波避難場所の周知・広報)

第 11 条 津波避難場所に関わる周知・広報について、防災課は全市に関わるものを行い、区役所総務課は地域に関わるものを行う。

(津波避難場所の異動・廃止)

第 12 条 区役所総務課は津波避難場所に異動・廃止があった場合は場所所有者に対し異動届の提出を求める。

2 区役所総務課は場所所有者から異動届の提出を受けた場合、速やかに防災課へ報告しなければならない。

3 防災課および区役所総務課から津波避難場所の異動・廃止について、その内容を前条の規定に従い速やかに周知・広報する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

津波避難場所調査票

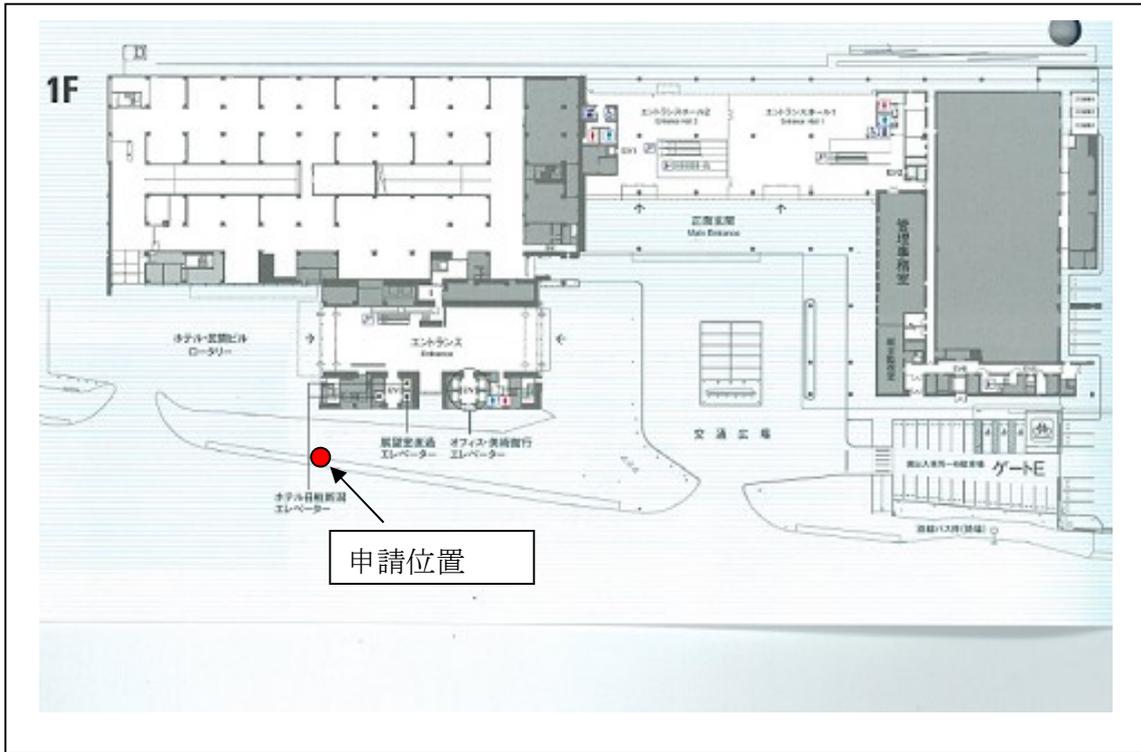
平成 年 月 日 現在

項 目	
施設名 (場所名称等)	
所在地	新潟市
所有者 代表者名	
担当連絡先 (管理人・担当等)	新潟市 区 部署名 担当者名 電話
場所 状況	敷地面積 m ²
	標高(最低値) m
	標高(最高値) m
	城門施錠の有無 (有 ・ 無)
受入れ可能な範囲	区分 面積
	駐車場 m ²
夜間・休日の出入り	<input type="checkbox"/> 城門なし <input type="checkbox"/> 施錠なし <input type="checkbox"/> 管理人が開錠可能 <input type="checkbox"/> 周辺自治会に貸与可能
施設改修の予定 ※増改築・撤去等の将来計画が ありましたら記入ください。	

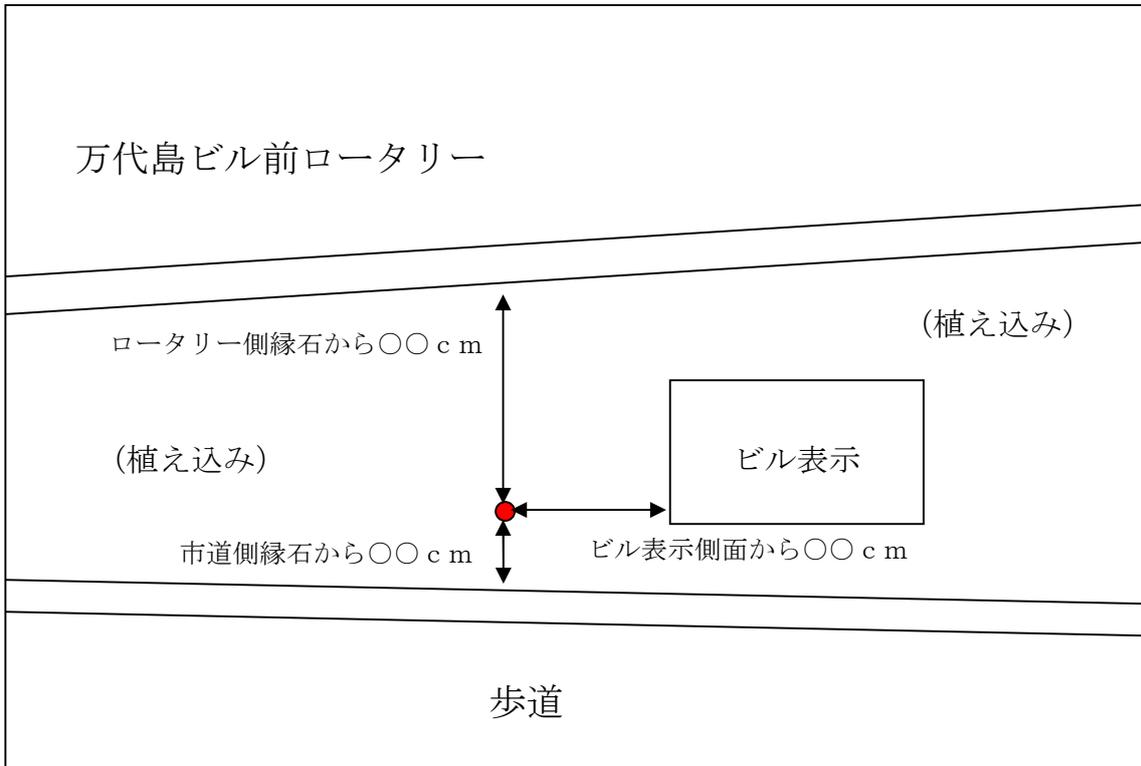
<お願い> 可能であれば、敷地平面図に受入れ可能な範囲を図示していただき添付してくださいませ
ようお願いいたします。

表示板位置図

1 位置図



2 詳細図



2 イメージ図



表示板サイズ 約50cm×約80cm

看板タイプ一覧

自立式の例（縦50cm×横80cm） タイプA



自立式（学校）の例（縦90cm×横60cm） タイプB



壁面にパネルを貼付した例（縦60cm×横40cm） タイプC



津波時における津波避難場所としての使用に関する協定書

津波時における津波避難場所としての使用に関し、新潟市（以下「甲」という。）と○株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、新潟市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する場所を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、新潟市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における地域住民や旅行者等の一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる場所（以下「使用場所」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	△△△△
所在地	新潟市 区 番地
所有者	
使用場所	公園敷地内 約 平米
収容人数	約 名
避難経路	正面玄関から内部階段またはエスカレーターで3階以上に避難

（使用期間）

第4条 使用期間は、原則、新潟市に津波警報または大津波警報が発表された時点から津波警報の解除により津波のおそれなくなったときまでとする。

(使用場所変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第7条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設・備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、使用施設に地域住民や旅行者等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(表示板の設置)

第9条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内に避難場所の表示板を設置する。

2 前項の規定により表示板設置後、甲または乙の都合により表示板を移動する場合は、費用は原因者が負担する。

3 本協定解除により表示板が不要となった場合、甲の負担により撤去する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定の日から平成 年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として，協定書 2 通を作成し，甲乙記名押印の上，各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1
新潟市
代表者 新潟市長 篠 田 昭

乙 新潟市 区
○○○○
代表 ○○○○

年 月 日

新潟市長 様

届出者 ○○○○○○

津波時における津波避難場所としての使用に関する協定書に係る異動届

年 月 日に新潟市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）
で締結の津波時における津波避難場所としての使用に関する協定（以下「協定」という。）
について、異動が生じたので届出ます。

- 1 異動の内容
- 2 異動の事由
- 3 添付資料
 - ・異動事由を称する書面等
 - ・図面

新 第 号
平成 年 月 日

(場所所有者) 様

新潟市長
(担当 ○○区総務課)

津波避難場所指定について (協議)

このことについて協議します。

記

- 1 添付文書
 - ① 協定書案
 - ② 表示板仕様等

お問合せ先

様式3-2

第 号
平成 年 月 日

新潟市長 様

(場所所有者)

津波避難ビル指定について (回答)

平成 年 月 日付け 新 第 号で協議のこのことについて、同意します。

新 第 号
平成 年 月 日

(場所所有者) 様

新潟市長 ○○○○
(担当 ○○区総務課)

津波避難場所指定について (通知)

このことについて次のとおり指定したので通知します。

記

- 1 指定した施設
所在
名称

お問合せ先

市施設の指定管理者へ通知

新 第 号
平成 年 月 日

(指定管理者等) 様

新潟市長 ○○○○
(担当 ○○区総務課)

津波避難場所指定について（通知）

津波（大津波）警報が発表された時に避難できるよう、貴施設を津波避難場所として次のとおり指定しましたので通知します。

記

1 使用用途

施設使用用途は、新潟市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における地域住民や旅行者等の一時避難施設とする。

2 一時避難施設の使用

次に掲げる施設を公共福祉の立場から一時避難施設として使用するものとする。

施設名称	△△△△
所在地	新潟市 区 番地
所有者	

新 第 号
平成 年 月 日

防災課長 様

区総務課長
(担当 ○○区総務課)

津波避難場所指定について（報告）

このことについて次のとおり指定したので報告します。

記

- 1 指定した施設
所在
名称

- 2 添付書類
・ 調査票

お問合せ先

色紙で印刷，指定時，毎年度送付

津波避難場所土地所有者 様へ

津波避難場所としてご協力をいただき，大変ありがとうございます。

津波（大津波）警報が発表された時に，貴施設を津波避難場所として，市民の皆様や旅行者が避難できる場所としてお願いしております。

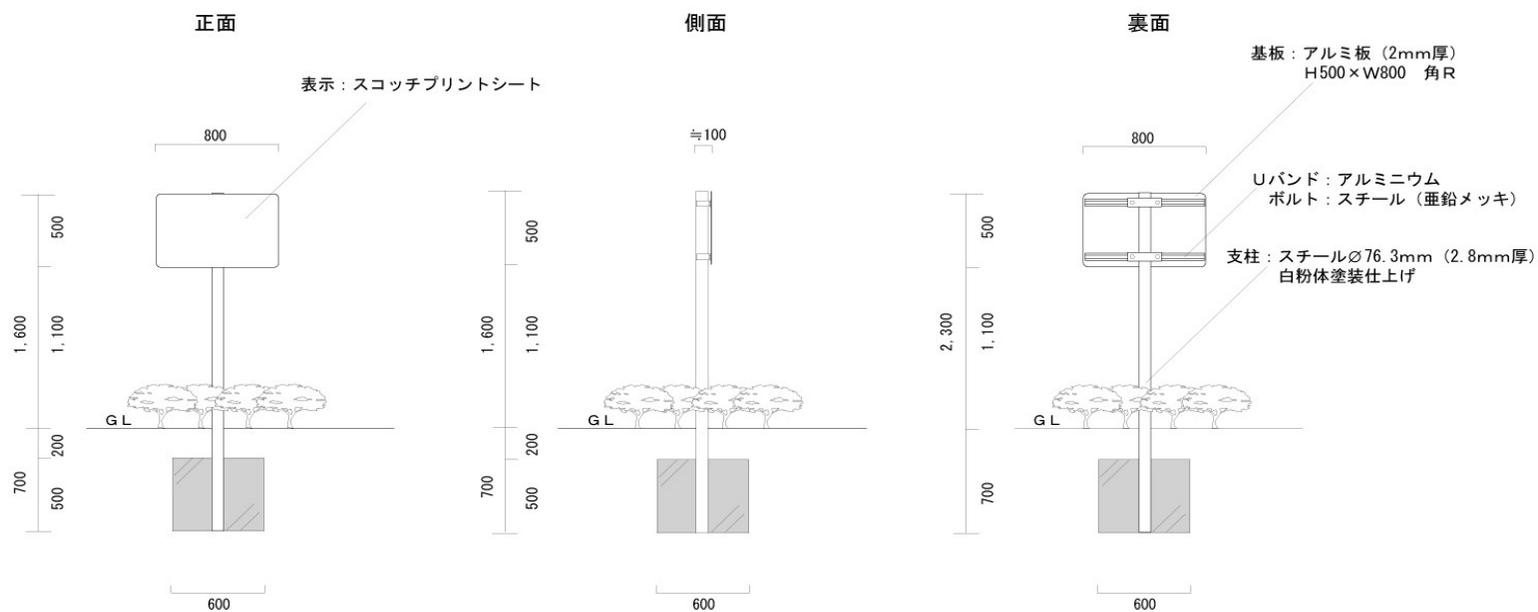
毎年度，場所の状況について確認を行っておりますので，内容に変更がありましたら，異動届けをご提出ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

ご連絡先

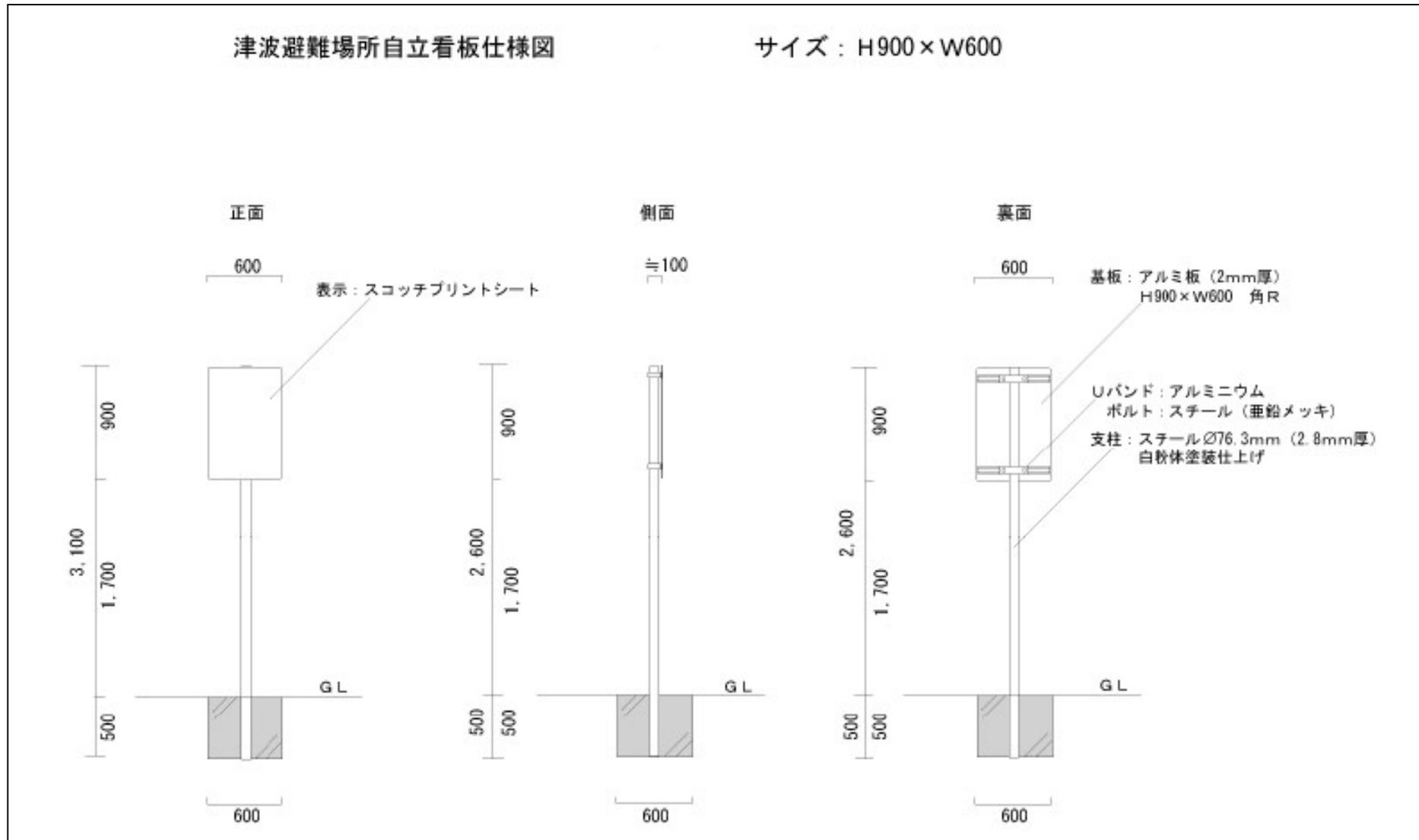
様式 5 - 1

表示板構造図 (看板タイプ A)

津波避難場所自立看板仕様図 S=1/40 サイズ : H500×W800



表示板構造図 (看板タイプ B) ※看板上辺高さを、既存の避難所看板上辺の高さと合わせた高さ





津波避難場所

Tsunami Escape Area

ここは、標高 mです。
津波発生時は、この敷地内に避難して
ください。

新潟市

○ ○ 公 園

